

高知県ドクターヘリ導入検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 救急医療提供体制の充実を図るため、救急医療用ヘリコプターによる医師の現場への派遣システム（以下「ドクターヘリ」という。）の導入の必要性について、専門的な見地から調査・分析を行うとともに、ヘリコプターを活用した救急医療の連携体制等に関する検討を行っていくため「高知県ドクターヘリ導入検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) ドクターヘリの導入の必要性の調査・分析に関すること
- (2) ドクターヘリの導入に関連する救急医療体制に関すること
- (3) ドクターヘリと救急医療機関や消防・防災ヘリの連携体制に関すること
- (4) その他、ドクターヘリの導入の検討に係る必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、救急医療に携わる医師、学識経験者、関係団体その他行政機関等の委員で構成する。

- 2 委員会に座長を置き、委員の互選により選出する。
- 3 委員が、やむを得ない事情により委員会に出席できないときは、その者の職務を代理する者を出席させることができる。

(会議)

第4条 委員会は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長を務める。

- 2 議事は公開とする。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、高知県健康政策部医療薬務課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるものの他、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、座長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月9日から施行する。